

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	法定調書(報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書分)の作成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国立大学法人弘前大学は、本学が保有する特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えい及びその他の事態を発生させるリスクを軽減するために、適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

国立大学法人 弘前大学

公表日

令和7年12月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	法定調書(報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書分)の作成に関する事務
②事務の概要	本学が委嘱した委員や講師等に対する報酬や弁護士報酬等を支払う際、個人番号の提供を受け、これを記載した法定調書等を作成し、税務署及び市区町村に提出する。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項の規定のとおり、所得税法等で規定する事務の処理に必要とされる第三者の個人番号を記載した法定調書等の提出事務において個人番号を用いることとなる。
③システムの名称	COMPANY
2. 特定個人情報ファイル名	
【旅費担当→雇用・給与担当】支払調書データ変換	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部財務管理課
②所属長の役職名	財務部財務管理課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	弘前大学総務部総務企画課 情報公開室 電話:0172-39-3011 〒036-8560 青森県弘前市文京町1番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	弘前大学総務部総務企画課 情報公開室 電話:0172-39-3011 〒036-8560 青森県弘前市文京町1番地
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録の際には、本人からマイナンバー情報を取得することとしている。また、特定個人情報の取扱いに関しては手作業が介在するが、システム(MOS(My Number Operation Service))入力及び提供書類の確認作業は複数人で行っている。あわせて、特定個人情報を含む書類やHDDは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーをシステムへ登録する作業は、限られた職員のみが入室できる指紋認証錠付きの部屋で行っている。部屋にはカメラが設置されており、常時内部の様子を撮影している。また、登録用PCはこの部屋の鍵付きキャビネットに保管しており、PCにはパスワードを設定している。これらの措置を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	「Ⅳ リスク対策」に該当する各項目		「Ⅳ リスク対策」に記載のとおり	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の一部改正に伴う追加
令和6年6月27日	I-1.-① 事務の名称	個人事業主に対する報酬・料金等に関する源泉徴収業務等法定調書の作成に関する事務	法定調書(報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書分)の作成に関する事務	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴う変更
令和6年6月27日	I-1.-③ システムの名称	使用せず	MOS(My Number Operation Service) MKS(My Number Keeping System)	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴う変更
令和6年6月27日	2.特定個人情報ファイル名	マイナンバー登録一覧表 【旅費担当→雇用・給与担当】源泉データ変換 【旅費担当→雇用・給与担当】支払調書データ変換(うち提出分) 【旅費担当→雇用・給与担当】支払調書データ変換(全体)	【旅費担当→雇用・給与担当】支払調書データ変換	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴う変更
令和6年6月27日	Ⅱ-1.対象人数(いつ時点の計数か)	令和元年5月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴う変更
令和6年6月27日	Ⅱ-2.取扱者数(いつ時点の計数か)	令和元年5月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴う変更
令和7年12月24日	I-9 規則第9条第2項の適用	(新規)	適用なし	事後	新様式移行に伴う変更
令和7年12月24日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業	(新規)	「Ⅳ-8 人手を介在させる作業」に記載のとおり	事後	新様式移行に伴う変更
令和7年12月24日	Ⅳ-11 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	「Ⅳ-11 最も優先度が高いと考えられる対策」に記載のとおり	事後	新様式移行に伴う変更